

3 - (1) 指定居宅サービス事業所等に対する指導について

1 指導について

(1) 集団指導

すべての介護保険サービス事業者に対して、原則として、毎年度1回、対象事業者を招集（オンライン開催を含む）又は動画配信するなどし、講習会形式等により指導を行います。

(2) 運営指導

介護サービス事業者のサービスの質の確保・向上を図ることを主眼とし、人員、設備、運営及び介護報酬請求について指導します。（必要に応じて過誤調整）

運営指導当日は、原則、介護サービス事業所において、自己点検シート（倉敷市版）により、事業者が自己点検した結果に基づき、ヒアリング等を行います。

ア 事前提出書類

- ・ 表紙
- ・ 従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表
- ・ 自己点検シート（人員・設備・運営編）
- ・ 自己点検シート（介護報酬編）
- ・ 登録者利用実績（※）
- ・ 運営規程
- ・ 重要事項説明書
- ・ 施設・事業所の平面図
- ・ 施設・事業所のパンフレット

（※）小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護のみ

イ 当日準備すべき書類等

(ア) 人員に関する書類

- ・ 給与（賃金）台帳
- ・ 出勤簿及びタイムカード
- ・ 資格証、経験がわかる書類及び履歴書
- ・ 雇用契約書等雇用関係が確認できる書類

(イ) 運営に関する書類

- ・ 利用者名簿（氏名、年齢、性別、介護度及び部屋番号などがわかるもの）（※入所、宿泊を伴うサービスのみ）
- ・ 利用者との同意に関する書類（サービス利用契約書、重要事項説明書及び個人情報使用同意書等）
- ・ 利用者に関する記録（居宅サービス計画書、個別サービス計画書、介護記録及びサービス担当者会議録等）
- ・ サービス提供に関する記録（サービス提供記録、業務日誌及び送迎記録）
- ・ 利用者への請求書控及び領収書控
- ・ 委託契約書（※業務委託している場合のみ）
- ・ 従業員の秘密保持誓約書
- ・ 身体的拘束等の適正化に関する記録
- ・ 緊急時（利用者の病状急変時）の連絡体制に関する書類
- ・ 研修に関する記録
- ・ 業務継続計画（BCP）に関する記録

3 - (1) 指定居宅サービス事業所等に対する指導について

- ・ 非常災害対策計画及び避難確保計画
 - ・ 避難訓練に関する記録
 - ・ 衛生管理（食中毒及び感染症対策等）に関する記録（※入所、宿泊を伴うサービスのみ）
 - ・ 苦情に関する記録
 - ・ 介護事故及びヒヤリハットに関する記録
 - ・ 損害賠償等に関する書類（損害賠償保険加入証書）
 - ・ 虐待の防止に関する記録
- (ウ) 介護報酬に関する書類
- ・ 介護給付費請求書
 - ・ 介護給付費明細書
 - ・ 各種加減算に関する挙証資料

イ（ア）から（ウ）に関する内容を電磁的方法で記録している場合は、指導会場にそれらの記録を確認することができる機器（ノートパソコン、タブレット端末等）をご準備ください。会場に持ち込むことができない場合は、機器の設置場所（事務室等）に立ち入らせていただくことがありますので、ご了承ください。

運営指導の対象となる事業所を決定したときは、当該事業者等に対し、書面により通知します。ただし、高齢者虐待が疑われている等の理由により、あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に書面により通知するものとします。

なお、運営指導は、事業者等の指定又は許可の有効期間内に少なくとも1回以上行うことを原則としています。運営指導がない場合であっても、年1回は、自己点検シートを活用し、自主的に点検していただきますようお願いいたします。

2 報酬請求に関する指導について

(1) 報酬請求指導の方法

指導担当者が、加算等体制の届出状況並びに介護報酬（基本単位及び各種加算）の請求状況について、関係資料により確認を行いますが、報酬基準に適合しない取扱い等が認められた場合には、加算等の基本的な考え方や報酬基準に定められた算定要件の説明等を行い、適切にサービス提供されるよう指導するとともに、過去の請求について自己点検の上、不適切な請求となっている部分については過誤調整として返還を指導します。

(2) 過誤調整の返還指導

運営指導等において、過誤調整が必要と思われる場合は、原則として次のとおり取り扱います。

- ・ 基準省令及び告示に明記されている基準・加算要件等を満たしていない場合は返還を指導します。
- ・ 加算報酬上の基準要件を一つでも満たしていない場合や、解釈通知に即したサービス提供を実施していないことにより加算本来の趣旨を満たしていない場合は、返還を指導します。

3 - (1) 指定居宅サービス事業所等に対する指導について

- ・厚生労働省が発出した各種通知類（解釈通知、留意事項通知、Q & A）の内容が遵守されていない場合は是正を指導します。

(3) 返還手続きについて

- ・返還が発生した際は、返還同意書と返還一覧表を指導監査課へ提出してください。（通常過誤の場合は過誤申立依頼書も必要）
- ・返還一覧表には加算返還に伴う介護職員等処遇改善加算等の額も記載してください。
- ・加算返還の手続きは介護保険課で行っています。上記書類を指導監査課に提出後、速やかに介護保険課で手続きを行ってください。

3- (2) 指定居宅サービス事業所等に対する監査について

1 監査について

監査は、入手した各種情報が指定基準違反、不正請求又は人格尊重義務違反等が疑われるとき、その確認及び行政上の措置が必要であると認める場合に、介護保険法（以下、「法」という。）第5章の規定に基づき実施します。

各種情報とは、

- ア 通報・苦情・相談等に基づく情報
- イ 人格尊重義務違反に関する情報
- ウ 国民健康保険団体連合会又は地域包括支援センター等へ寄せられる苦情
- エ 国民健康保険団体連合会又は保険者からの通報
- オ 介護給付費適正化システムの分析により特異傾向を示す事業者情報
- カ 介護サービス情報の公表制度に係る報告の拒否等に関する情報

等の幅広い情報であり、これらの情報から指定基準違反、不正請求又は人格尊重義務違反等が疑われる場合には、厳正かつ機動的な対応を行います。

※原則として、無通告（当日に通知）で立ち入り検査を実施するなど、より実効性のある方法で行います。

2 監査における注意事項

監査において、行政職員から報告又は書類の提出を命じられたにもかかわらず従わなかった場合や虚偽の報告をした場合は、介護保険法の規定により指定又は許可（以下「指定等」という。）の取消し等の処分の対象となります。

また、行政職員からの質問に対して答弁をしなかった場合、虚偽の答弁をした場合、監査の拒否及び妨害をした場合等も指定等の取消し等の処分の対象となります。

さらに、上記の行為を行った者は、30万円以下の罰金に処せられることがあります。

第七十七条第一項（抜粋）

七 指定居宅サービス事業者が、第七十六条第一項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

八 指定居宅サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、第七十六条第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定居宅サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

第二百九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第四十二条第四項、第四十二条の三第三項、第四十五条第八項、第四十七条第四項、第四十九条第三項、第五十四条第四項、第五十四条の三第三項、第五十七条第八項、第五十九条第四項、第七十六条第一項、第七十八条の七第一項、第八十三条第一項、第九十条第一項、第一百条第一項、第一百四十二条の二第一項、第一百五十五条の七第一項、第一百五十五条の十七第一項、第一百五十五条の二十七第一項又は第一百五十五条の三十三第一項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若

3 - (2) 指定居宅サービス事業所等に対する監査について

しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

3 行政処分等について

事業者へ行う行政処分等は以下の種類があります。

区分	類型	説明
行政処分	指定等の取消し	法人役員及び管理者は欠格事由該当者になる。
	指定等の効力の停止	一定の期間、指定等の効力が停止される。 全部停止と一部停止の2種類がある。
	業務の停止	介護老人保健施設と介護医療院のみ。
	命令	期限までに勧告に従わなかった場合の処分。 定められた期限までに不適切事項を改善する必要がある。 期限までに改善できなかった場合は、指定等の取消し等の対象となる。
行政指導	勧告	定められた期限までに不適切事項を改善する必要がある。 期限までに改善できなかった場合は、「命令」の対象となる。
	指導	改善報告書の提出を要する指摘事項の場合は、文書にて行う。

- ・ 指定等の取消しの場合、取消しの日から5年間、法人役員及び管理者は欠格事由該当者となります。なお、欠格事由該当者が役員や管理者に就任している場合、事業所の指定及び指定の更新を受けることができません。また、同一事業者が運営する事業所が連座制の対象となることがあります。
- ・ 行政処分を受けた場合は、公示の対象となります。
- ・ 介護報酬の不正請求については、上記の処分とは別に、不正請求額に40%上乗せした額の返還が求められることがあります。

介護保険制度は、国民の共同連帯の理念に基づき、40歳以上の国民から集めた保険料と公費により利用者に必要なサービスを提供し、国民の保険医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とした公的性格が極めて強い制度です。

保険料と公費で構成される介護給付費は、適正に介護サービスを提供した介護事業者に対するサービスの対価であり、これを不正に請求し、受領すること及び介護保険法並びに運営基準等に従わず事業を運営することは、介護保険制度の信頼を大きく損なうものであり、許されるものではありません。

介護保険施設・事業所管理者及び法令遵守責任者におかれましては、再度、運営基準をはじめとした関係法令等について、改めて確認し、法令等を遵守した適正な運営を行ってください。

3 - (2) 指定居宅サービス事業所等に対する監査について

4 倉敷市における介護保険事業者に係る行政処分

(1) 処分を受けた事業所一覧

No	年度	処分内容	サービス種別	主な処分事由
1	R 2	指定の取消し	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	不正請求、虚偽答弁
2	R 2	指定の全部の効力停止 6月間	認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護	不正請求、虚偽答弁
3	R 3	指定の一部の効力停止 6月間	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	不正請求
4	R 3	指定の取消し	地域密着型通所介護 第1号通所事業	不正の手段による 指定
5	R 5	指定の一部の効力停止 6月間	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	人格尊重義務違反

※No. 1と2は同一事業者

(2) 処分事由等について

No. 1 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

1 処分内容

指定の取消し

2 処分事由

(1) 不正請求（法78条の10第8号該当）

ア 医療連携体制加算（Ⅲ）について、平成31年1月から令和2年12月までの間、当該認知症対応型共同生活介護事業所の職員として看護師を常勤換算方法で1名以上配置していることという加算の要件を満たしていなかったにもかかわらず、当該加算（計6,602,749円）を不正に請求し、受領した。

イ 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）について、平成31年1月から令和2年12月までの間、上記アによる請求分も含めた額に所定の率を乗算することで、当該加算（計732,679円）を不正に請求し、受領した。

(2) 虚偽答弁（法第78条の10第10号該当）

ア 令和3年1月20日以降の監査において、代表取締役及び管理者（当時）は、管理者（当時）及び看護師の出勤状況等に関する質問に対して虚偽答弁を行った。

(3) その他法令違反（法第115条の19第11号該当）

ア 介護予防認知症対応型共同生活介護と一体的運営を行う認知症対応型共同生活介護において法78条の10第8号及び第10号の違反を行った。

3 経済上の措置

当該事業者が不正に受領した介護給付費（7,335,428円）について、法第22条第3項の規定に基づき、返還額に100分の40を乗じて得た額（2,934,171円）を加えた額（計

3 - (2) 指定居宅サービス事業所等に対する監査について

10,269,599 円) の返還を求めた。

№. 2 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

1 処分内容

指定の全部の効力の停止 6 月間

2 処分事由

(1) 不正請求 (法 78 条の 10 第 8 号該当)

ア 利用者 A について、令和 2 年 9 月 23 日から令和 2 年 12 月 23 日までの間、当該事業所でサービスの提供を行っていない日について、地域密着型介護サービス費 14 日分 (計 125,946 円、加算を含む) を不正に請求し、受領した。

イ 利用者 B について、令和 2 年 11 月 11 日から令和 2 年 12 月 30 日までの間、当該事業所でサービスの提供を行っていない日について、地域密着型介護サービス費 8 日分 (計 85,230 円、加算を含む) を不正に請求し、受領した。

(2) 虚偽答弁 (法第 78 条の 10 第 10 号該当)

ア 令和 3 年 1 月 20 日以降の監査において、代表取締役は、管理者 (当時の勤務状況等に関する質問に対して虚偽答弁を行った。

イ 令和 3 年 1 月 20 日以降の監査において、代表取締役は、利用者 A に対する不正請求を行っていた期間に関する質問に対して虚偽答弁を行った。

(3) その他法令違反 (法第 115 条の 19 第 11 号該当)

ア 介護予防認知症対応型通所介護と一体的運営を行う認知症対応型通所介護において法 78 条の 10 第 8 号及び第 10 号の違反を行った。

3 経済上の措置

当該事業者が不正に受領した介護給付費 (211,176 円) について、法第 22 条第 3 項の規定に基づき、返還額に 100 分の 40 を乗じて得た額 (84,470 円) を加えた額 (計 295,646 円) の返還を求めた。

№. 3 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

1 処分内容

指定の一部の効力の停止 (新規利用者の受入れ停止) 6 月間

2 処分事由

(1) 不正請求 (法 78 条の 10 第 8 号該当)

ア 認知症共同生活介護費 (Ⅱ) について、令和 2 年 9 月 1 日から令和 3 年 9 月 30 日までの間、当該認知症対応型共同生活介護事業所の従業者として厚生労働大臣が定める研修を修了した介護支援専門員を配置していなかったにもかかわらず、当該費用 (計 13,671,543 円) を不正に請求し、受領した。

イ 口腔衛生管理体制加算について、令和 2 年 9 月 1 日から令和 3 年 9 月 30 日までの間、

3-(2) 指定居宅サービス事業所等に対する監査について

人員基準欠如に該当していないことという要件を満たしていなかったにもかかわらず、当該加算（計 60,420 円）を不正に請求し、受領した。

ウ 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）について、令和 2 年 9 月 1 日から令和 3 年 9 月 30 日までの間、上記ア及びイによる請求分も含めた額に所定の率を乗算することで、当該加算（計 1,524,461 円）を不正に請求し、受領した。

(2) その他法令違反（法第 115 条の 19 第 11 号該当）

ア 介護予防認知症対応型共同生活介護と一体的運営を行う認知症対応型共同生活介護において法 78 条の 10 第 8 号及び第 10 号の違反を行った。

3 経済上の措置

当該事業者が不正に受領した介護給付費（15,256,424 円）について、法第 22 条第 3 項の規定に基づき、返還額に 100 分の 40 を乗じて得た額（6,102,569 円）を加えた額（計 21,358,993 円）の返還を求めた。

No. 4 地域密着型通所介護・第 1 号通所事業

1 処分内容

指定の取消し（※）

2 処分事由

不正の手段による指定（法第 78 条の 10 第 11 号該当）

令和 3 年 6 月 1 日から地域密着型通所介護の指定を受けるために、令和 3 年 4 月 26 日付で倉敷市に提出した指定地域密着型サービス事業所指定申請に係る添付書類において、機能訓練指導員を配置できないことが明らかであったにもかかわらず、機能訓練指導員を配置するとした虚偽の内容の書類を添付し、不正に指定地域密着型サービス事業者の指定を受けた。

3 経済上の措置

(1) 介護給付費	619,821 円
(2) 法第 22 条第 3 項の規定に基づき(1)に 40 / 100 を乗じた額	247,928 円
(3) 第 1 号事業費	88,848 円
計	956,597 円

※当該事業者については、上記不正の組織的関与が認められたため**連座制が適用**されることとなった。そのため、当該事業者が運営している同種の事業所は指定取消し日以降 5 年間、指定の更新を受けることができなくなった。

3 - (2) 指定居宅サービス事業所等に対する監査について

№. 5 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

1 処分内容

指定の一部の効力の停止（新規利用者の受入れ停止）6月間

2 処分事由

(1) 人格尊重義務違反（法78条の10第6号該当）

ア 令和5年7月に夜勤に従事していた職員が、朝リビングに来るのが遅かった女性利用者に対し、強い口調で叱責し、その際、別の女性利用者呼び捨てにして高圧的に同意を求めるといった不適切な言動を行ったもの。また、同じ日の午前中に男性利用者に対しても同職員が侮蔑的、高圧的で不適切な言動を行ったもの。

また、代表者、管理者は少なくとも2年前から当該職員の利用者に対する高圧的で不適切な言動について把握していたにもかかわらず効果的な対応を取っていなかったもの。

イ 利用者13名に対し、夜間の時間帯に毎日のように身体的拘束等（ベッド柵で行動を制限する行為）が行われていたが、その態様等が記録されておらず、「緊急やむを得ない場合」であるかどうかの検討が行われていなかった。また、職員等の証言から少なくとも10名の利用者については昨年から監査に入るまで1年以上継続して同行為を行っていたことを確認したものの。

ウ 代表者が利用者に対し、侮辱的及び高圧的等の不適切な言動を行ったもの。

(2) その他法令違反（法第115条の19第11号該当）

ア 介護予防認知症対応型共同生活介護と一体的運営を行う認知症対応型共同生活介護において法78条の10第8号及び第10号の違反を行った。

3 その他

この処分は不正請求ではないため、経済的な措置（給付費の返還）はないが、上記2(1)イで指摘しているとおり、身体的拘束等の適正化の取組みが不十分であったことから、令和5年9月～11月分の介護報酬について、「身体拘束廃止未実施減算」（基本報酬を1割減算）を行うよう指導した。

3- (3) 業務管理体制の整備及び介護保険事業者の法令遵守

1 介護サービス事業者の業務管理体制整備に関する届出について

介護保険制度の公的性格から、介護サービス事業者には適切なサービス提供だけでなく、法令等の自主的な遵守が求められます。不正事案を防ぎ、介護事業運営を適正なものとするため、事業者には法令遵守等の業務管理体制の整備・届出が義務付けられています。（介護保険法第115条の32）

事業者が整備すべき業務管理体制は、指定又は許可を受けている事業所又は施設（以下「事業所等」という。）の数に応じ、定められています。

また、業務管理体制の整備に関する届出は、令和5年度から「業務管理体制の整備に関する届出システム」を利用することになっています。（下記 URL 参照）

https://www.city.kurashiki.okayama.jp/kansa-fk/i/kaigo_gyoumukanri/

同じページに当該届出システムに関する操作マニュアルがありますので、操作が不明な場合はご参照ください。

(1) 業務管理体制の整備の基準

（介護保険法第115条の32、介護保険法施行規則第140の39）

事業所数区分	事業者が整備する業務管理体制整備		
	法令遵守責任者の選任	法令遵守規程の整備	業務執行の状況（法令遵守）に係る監査の定期的な実施
1～19	必要	—	—
20～99	必要	必要	—
100以上	必要	必要	必要

事業所等の数は、以下の定めに従って数えてください。

- ・介護予防及び介護予防支援事業所は数に含める（※1）
- ・施設みなし事業所（※2）は数に含める
- ・休止中の事業所等は数に含める
- ・医療みなし事業所（※3）は数に含めない
- ・総合事業における介護予防・生活支援サービス事業は、数に含めない

※1 例えば、短期入所生活介護と介護予防短期入所生活介護を行っている場合は、「2」と数えます。

※2 介護老人保健施設、介護医療院が許可を受けたとき、指定を受けたものとみなされた事業所（通所リハビリテーション及び短期入所療養介護）をいいます。

※3 病院等が健康保険法の指定を受けたとき、介護保険法の指定を受けたものとみなされた事業所（居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション及び短期入所療養介護）をいいます。

3 - (3) 業務管理体制の整備及び介護保険事業者の法令遵守

(2) 業務管理体制の整備に関する事項の届出先

(介護保険法第115条の32、介護保険法施行規則第140の40)

令和3年度から業務管理体制の届出の受理・監督権限が中核市に移譲し、届出先が下の表のとおり変更されています。

届出先区分	届出先
事業所等が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣 (老健局総務課介護保険指導室)
事業所等が2以上の都道府県の区域に所在し、かつ、2以下の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者	主たる事務所(本社)の所在する都道府県知事
全ての事業所等が岡山県のみ ¹ に所在する事業者(事業所等が岡山市内のみまたは倉敷市のみ ² に所在する事業者を除く)	岡山県知事(県民局健康福祉部健康福祉課)
事業所等が岡山市のみ ¹ に所在する事業者	岡山市長(岡山市保健福祉局事業者指導課)
事業所等が倉敷市のみ²に所在する事業者	倉敷市長(倉敷市保健福祉局指導監査課)
地域密着型サービス(予防含む)のみを行い、その全ての事業所等が同一市町村内に所在する事業者	市町村長

(3) 業務管理体制の届出事由と様式

各事業所は、届出が必要となった場合には、遅滞なく届出システムにより届出してください。

届出が必要となる事由
業務管理体制の整備に関して届け出る場合(介護保険法第115条の32第2項) ※介護保険事業所(医療みなし事業所を除く)の指定を初めて受けた事業者は必ず届出が必要となります。
事業所等の指定等により、事業展開地域が変更となり、届出先の行政機関に変更が生じた場合(介護保険法第115条の32第4項)
届出事項に変更があった場合(介護保険法第115条の32第3項) 届出事項 ・事業者に関する事項(法人の名称、本社所在地、 代表者名 等) ・ 法令遵守責任者名 ・事業所数区分の変更(例:「1~19」→「20~99」への変更) 等

2 業務管理体制の整備・運用状況の監督

(1) 業務管理体制の整備の基準

業務管理体制の整備は、単に法令遵守責任者の氏名等を行政に届け出ることが目的ではなく、あくまでも法令遵守責任者が中心となって事業者自らがコンプライアンス（法令遵守）の意識を向上していただくことが本来の趣旨です。

(2) 業務管理体制の整備・運用状況の監督

倉敷市では、業務管理体制の整備・運用状況を確認するために、順次、確認検査（以下「一般検査」という。）を実施しています。

（根拠：介護保険法第115条の33）

一般検査は、事業者の業務管理体制の問題点について検証し、事業者が自ら業務管理体制の改善を図り、法令等遵守に取り組むよう意識付けすることが目的です。

ア 一般検査について

(ア) 一般検査の内容

- ・ 法令遵守責任者の役割及びその業務内容（※1）
 - ①業務管理体制（法令等遵守）に関する方針の策定について
 - ②内部規定・組織体制の整備について
 - ③評価・改善活動の状況について
- ・ 業務が法令に適合することを確保するための規程の内容（※2）
- ・ 業務執行の状況の監査（法令遵守に係る監査）実施状況及びその内容（※2）

※1 ①～③の過程が適切に行われ、有効に機能しているかを確認します。

※2 事業所等の数の区分に応じて実施します。

(イ) 実施方法

一般検査は、基本的には書面検査で行うこととしています。一般検査通知を受け取った法人は、報告書を通知に記載した期日までに提出してください。

報告後、その内容について疑義等があれば電話等により法令遵守責任者に連絡し、内容を確認する場合があります。また、不備が認められたときには、出頭を求め運用状況を聴取する場合があります。

イ 特別検査について

事業所等の指定等取消処分相当事案が発覚した場合には、業務管理体制の問題点の確認やその要因の検証、取消処分相当事案への組織的関与の有無を検証するために特別検査を実施します。

(3) 事業者・法令遵守責任者の責務

ア 事業者の責務

3 - (3) 業務管理体制の整備及び介護保険事業者の法令遵守

業務管理体制は、事業者自身の自己責任原則に基づく内部管理を前提としたものであり、市が事業者に代わり、指定等取消事案などの不正行為の未然防止を図るものではありません。

「業務管理体制の整備に関する報告」を行うことで、事業者自らが法令遵守の取組状況や法令遵守責任者が適切に機能しているかを自己点検していただき、今後のコンプライアンス強化のための取組を考えていただくきっかけにしてください。

一般検査は定期的（おおよそ6年に一度）に実施することを予定しておりますが、検査のない年においても毎年、報告事項の自己点検を通じて、自ら法令等遵守体制を検証し、必要に応じて改善されるように継続的な取組をお願いします。

イ 法令遵守責任者の役割

法令遵守責任者の役割については、法令等で明確に定められていません。これは、事業者自らが、事業者の実情に応じた取組を真剣に考え、試行錯誤しながらコンプライアンスを強化することが重要だからです。

法令遵守責任者に何らかの資格等を求めるものではありませんが、少なくとも介護保険法及び介護保険法に基づく通知等の内容に精通した法務担当の責任者で、事業者内部の法令遵守を徹底することができる者が選任されることを想定しています。

また、法令遵守責任者には、辞令等が交付され、その役割と業務内容が事務分掌などで明記されていることが望まれます。

業務内容の具体例

- ・年に1回以上、各事業所等の取組状況を各事業所等の従業員又は管理者からの聞き取り及び書面での報告等により把握する。
 - ※ 自己点検シート等の活用又は各種会議の場を活用する。
- ・各事業所等から選出された従業員又は管理者（以下「法令遵守担当者」という。）で組織された委員会を設置し、法令遵守責任者は事業者全体の法令遵守を徹底する連絡体制を確保する。
- ・研修等を実施し、従業員の法令遵守意識を高める。
- ・定期的に、介護保険法その他の関連情報等（制度改正及び介護報酬に関する通知・Q & A等）の収集等を行う。
- ・苦情・事故等の問題が発生した場合には、速やかに報告を求め、事実関係の把握を行い、迅速に解決を図る。その原因を究明し、防止策を法令遵守担当で組織された委員会等の場で検討し、各事業所等の運営に反映させる。

3 連座制の適用関係について

連座制とは

介護報酬の架空請求などの不正を行ったことにより「指定取消し」となった指定介護サービス事業者について、役員等（※1）の組織的な関与があったと認められた場合に、組織の連座責任として、当該事業者が経営する同一サービス類型（※2）の事業所において、指定取消し日から5年間は、原則的に新規の指定又は更新を認めないことをいいます。

なお、指定取消処分を行った当該都道府県・政令市・中核市（以下、「都道府県等」という。）のみならず他の都道府県等に所在する同一サービス類型の事業所も新たな指定並びに指定の更新が受けられなくなります。

※1 役員等の範囲について、以下のQ & Aが発出されています。

（H19. 2. 28 介護保険最新情報vol.6から抜粋）

Q	<p>事業者だけでなく、役員等が指定・更新の欠格事由に該当する場合にも指定・更新を受けられないとのことですが、「役員等」の具体的な範囲はどこまででしょうか。</p> <p>例えば、訪問介護事業所における管理者及びサービス提供責任者は「役員等」に含まれるのでしょうか。</p>
A	<p>介護サービス事業者の指定等における欠格事由・取消事由（指定取消から5年を経過しない者であるとき等）にある「役員等」の範囲については、次のとおりです。</p> <p>「役員等」の範囲</p> <p>① 法人でない病院等の場合は、医療法及び薬事法で規定されている管理者</p> <p>② 法人である場合は、</p> <p>A. 役員</p> <p>イ 業務を執行する社員・取締役・執行役又はこれらに準ずる者</p> <p>※「これらに準ずる者」とは具体的には</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合名会社、合資会社、合同会社では会社法で規定される社員 ・株式会社では会社法で規定される取締役等 ・社会福祉法人→社会福祉法で規定される役員 ・医療法人→医療法に規定される役員 など <p>ロ 相談役、顧問等の名称を有するかどうかは問わず、イに掲げる者と同等以上の支配力を法人に対し有するものと認められる者</p> <p>※相談役、顧問等といった実質上法人の経営に支配力を有する者が想定されますが、法人の経営に対しどの程度支配力を有しているかは、都道府県等において個別の事例に応じて適切に判断することになります。</p> <p>B. その事業所を管理する者その他の政令で定める使用人・事業所の管理者（基準省令等で規定される管理者と同じ）</p> <p>従って、訪問介護事業所の管理者は、「役員等」の範囲に含まれますが、原則として、サービス提供責任者は含まれません。</p>

3- (3) 業務管理体制の整備及び介護保険事業者の法令遵守

※2 以下の13類型のことを指します。

	サービス類型	サービス種別
1	居宅介護サービス（在宅系）	訪問サービス
		通所サービス
		短期入所サービス
		居宅療養管理指導
		福祉用具貸与
2	居宅介護サービス（居住系）	特定施設入居者生活介護
3	介護予防サービス（在宅系）	介護予防訪問サービス
		介護予防通所サービス
		介護予防短期入所サービス
		介護予防居宅療養管理指導
		介護予防福祉用具貸与
4	介護予防サービス（居住系）	介護予防特定施設入居者生活介護
5	地域密着型サービス（在宅系）	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
		夜間対応型訪問介護
		地域密着型通所介護
		認知症対応型通所介護
		小規模多機能型居宅介護
		看護小規模多機能型居宅介護
6	地域密着型サービス（居住系）	認知症対応型共同生活介護
		地域密着型特定施設入居者生活介護
		地域密着型介護老人福祉施設
7	地域密着型介護予防サービス（在宅系）	介護予防小規模多機能型居宅介護
		介護予防認知症対応通所介護
8	地域密着型介護予防サービス（居住系）	介護予防認知症対応型共同生活介護
9	介護老人福祉施設	
10	介護老人保健施設	
11	介護医療院	
12	居宅介護支援	
13	介護予防支援	

3 - (4) 介護保険法等に基づく設備及び運営等の基準を定める条例等

1 介護保険法に基づき規定された条例及び規則

居宅サービス	条例	倉敷市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年倉敷市条例第58号）
	規則	倉敷市指定居宅サービス等の事業の人員及び運営に関する基準を定める規則（平成25年倉敷市規則第14号）
介護予防サービス	条例	倉敷市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年倉敷市条例第61号）
	規則	倉敷市指定介護予防サービス等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める規則（平成25年倉敷市規則第15号）
地域密着型サービス	条例	倉敷市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年倉敷市条例第59号）
	規則	倉敷市指定地域密着型サービスの事業の人員及び運営に関する基準を定める規則（平成25年倉敷市規則第16号）
地域密着型介護予防サービス	条例	倉敷市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年倉敷市条例第60号）
	規則	倉敷市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める規則（平成25年倉敷市規則第17号）
介護老人福祉施設	条例	倉敷市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年倉敷市条例第62号）
	規則	倉敷市指定介護老人福祉施設の人員及び運営に関する基準を定める規則（平成25年倉敷市規則第18号）
介護老人保健施設	条例	倉敷市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成24年倉敷市条例第63号）
	規則	倉敷市介護老人保健施設の運営に関する基準を定める規則（平成25年倉敷市規則第19号）
介護医療院	条例	倉敷市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年倉敷市条例第2号）
	規則	倉敷市介護医療院の運営に関する基準を定める規則（平成30年倉敷市規則第31号）
居宅介護支援	条例	倉敷市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等を定める条例（平成26年倉敷市条例第10号）
	規則	倉敷市指定居宅介護支援等の事業の運営に関する基準を定める規則（平成26年倉敷市規則第21号）

3 - (4) 介護保険法等に基づく設備及び運営等の基準を定める条例等

介護予防支援	条例	介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年倉敷市条例第64号）
	規則	倉敷市指定介護予防支援等の事業の運営及び指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める規則（平成26年倉敷市規則第83号）
第1号事業	規則	倉敷市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める規則（平成28年倉敷市規則第34号）

上記の条例・規則は以下の検索システムから全文をご覧いただけます。

例規検索システム

<https://krm203.legal-square.com/HAS-Shohin/page/SJSrbLogin.jsf>

Reiki-Base 検索システム

用語 体系 五十音

検索範囲 全検索 絞込み検索

検索語

件名 本文 (*)

倉敷市指定介護老人福祉施設の人

表記のゆれを含む

検索結果を条文とともに表示

施行年月日

平成 30 年 5 月 31 日時点

検索対象

現行 廃止 (*)

検索 クリア

検索システムの検索窓に上記表の条例・規則名（※）を入力し、検索ボタンをクリックしてください。

※ 条例・規則の種別番号（（平成〇年倉敷市条例第〇号）や（平成〇年倉敷市規則第〇号））は除いて入力してください。

3 - (4) 介護保険法等に基づく設備及び運営等の基準を定める条例等

2 条例運用に当たっての解釈通知

条例に本市独自に盛り込んだ基準等について、運用上の留意事項を定めました。本市独自基準部分以外については、国の基準省令の運用のために発出された解釈通知において示されている内容が準用されます。

居宅サービス及び介護予防サービス	介護保険法に基づき条例及び規則で規定された指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準等について（平成25年3月22日付け介第2131号）
地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービス	介護保険法に基づき条例及び規則で規定された指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準等について（平成25年3月22日付け介第2131号）
居宅介護支援	介護保険法に基づき条例及び規則で規定された指定居宅介護支援に関する基準等について（平成26年3月31日付け介第2967号）
介護老人福祉施設	介護保険法に基づき条例及び規則で規定された指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について（平成25年3月22日付け介第2131号）
介護老人保健施設	介護保険法に基づき条例及び規則で規定された介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について（平成25年3月22日付け介第2131号）
介護医療院	介護保険法に基づき条例及び規則で規定された介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について（平成30年3月30日付け指第1998号）

上記表の通知は、例規検索システムでは検索できません。通知は指導監査課のホームページに掲載しています。

<https://www.city.kurashiki.okayama.jp/16614.htm>

3 倉敷市独自基準及びその運用

(1) 取扱方針に規定する質の評価 <全サービス>

提供されたサービスについて、目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行わなければならない。サービスの質の評価は、自ら行う評価に限らず、第三者評価などの外部の者による評価など、多様な評価方法を広く用い、様々な視点から客観的にサービスの質の評価を行わなければならない。

また、評価の結果を踏まえ、常にサービスの改善を図りながらより良いサービスの提供を行わなければならない。

(2) 虐待防止等に係る研修 <全サービス>

高齢者の尊厳を守り、高齢者及び家族等が共に健やかな生活を送ることができるように高齢者の人権擁護や虐待防止等に関する研修の機会を確保することを義務付けるものである。

事業者は、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）」の趣旨及び内容を十分に踏まえた研修内容となるようにしなければならない。

3 - (4) 介護保険法等に基づく設備及び運営等の基準を定める条例等

い。

(3) 成年後見制度の活用 <全サービス>

成年後見制度は、認知症、障がい等により判断能力が不十分な状態にある方を法律的な面で保護し、支援するための制度である。

事業者は、適正な契約手続等を行うために成年後見制度の活用が必要と認められる場合（利用者自身では、各種契約、不動産・預貯金等の財産の管理等が困難であり、利用者を法律的に支援する必要がある等）は、地域包括支援センターや市町村担当課等の相談窓口を利用者に紹介する等関係機関と連携し、利用者が成年後見制度を活用することができるように配慮しなければならない。

(4) 非常災害対策 <通所系、入所系及び小規模多機能系サービス>

事業者は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難・救出訓練の実施等の対策に万全を期さなければならないこととしたものである。また、非常災害時には、事業者として、援護が必要となった者への支援協力を求めたものである。

ア 事業者は、利用者の状態や当該事業所が所在する地域の地理的実情（津波災害警戒区域であるか、土砂災害警戒区域であるか等）を踏まえ、想定される災害の種類（津波・高潮・土砂災害・地震・火災等）ごとに、その規模（当該事業所の所在市町村全体・所在地域・当該事業所・当該事業所の一部分か等）及び被害の程度（ライフラインが1週間程度で復旧される場合、事業所内給食施設は1ヶ月程度使用不能である場合等）に応じた実効性のある具体的な計画（消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画）を立てなければならない。

なお、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法（昭和三十二年法律第八十六号）第八条の規定により防火管理者を置くこととされている事業所にあつては、その者に行わせるものとする。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせるものとする。

また、非常災害時には、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業者に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえような体制作りを努め、全ての従業者がその内容を熟知し、実行できるようにしなければならない。

イ アの計画に従い、避難又は救出に係る訓練等必要な訓練を定期的に行わなければならない。その場合、実際に非常災害が発生した場合に対応できるような実効性の高いものとしなければならない。

ウ 事業者は、非常災害時にその利用者の安全の確保が図られるように、事前に市町村や地域住民のほか、医療や福祉に関わる他の事業所等と相互に支援・協力を行うための連携体制の整備に努めることを求めるものである。

エ 非常災害時には、当該事業所の利用者に限らず、地域の高齢者、障がい者、乳幼児等

3－（４） 介護保険法等に基づく設備及び運営等の基準を定める条例等

の特に配慮を要する者を受け入れる等可能な限り支援をすることを求めるものである。

（５）内容及び手続の説明及び同意 <全サービス>

利用者及び事業者双方の保護の立場から、サービス提供の内容をお互いが十分に認識できていることを確認するためにも、同意を得る方法は、できる限り書面によることが望ましい。

（６）記録の整備に規定する保存年限 <全サービス>

サービスごとに掲げられた各種の記録については、その完結の日から５年間保存をしなければならないとしたものである。

「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約終了（契約の解約・介助、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等）により一連のサービス提供が終了した日を指すものとする。

事業者においては、保存業務の煩雑さを避ける観点から、それぞれの記録の所属する年度（目標期間が設けられているものについては、その期間の満了日の所属する年度）の終了後、５年間保存する等、適正な運用を図るものとする。

なお、他の法令等により、５年間以上の保管期間が義務付けられているものについては、それぞれの規定に従う必要がある。

（７）食事に規定する地産地消 <入所系及び小規模多機能系サービス>

食の安全の確保や地場産品の消費拡大の観点から、地域の旬の食材を活用し、季節や行事に応じた食事の提供をすることでサービスの質の向上を求めるものである。

（８）その他サービスの提供 <入所系サービス>

充実した日常生活につながるよう、利用者からの要望を考慮して、個々の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動を幅広く行えるように配慮することを求めるものである。

（９）設備及び備品等に規定する廊下の幅 <（介護予防）短期入所生活介護>

併設型の短期入所生活介護事業所のうち、地域密着型介護老人福祉施設を本体施設としてこれに併設しているものについては、住み慣れた地域における在宅介護を支えるサービス基盤の整備を円滑に進める観点から、廊下の幅は、本体施設に係る廊下の幅以上で足りることとする。

4 - (1) 高齢者虐待防止について

1 高齢者虐待防止における基本的事項

高齢者虐待は、高齢者の尊厳を失わせる重大な問題であり、決してあってはならないことです。養介護施設従事者等を含む全ての国民が、高齢者の権利を擁護し、尊厳を守らなければならないという法の趣旨や内容を十分に理解することが不可欠です。

養介護施設等の管理者においては、日頃から、事業所職員の状況、職場環境の問題等を把握するとともに、必要に応じ、養介護施設等を運営する法人の業務管理責任者に対し、報告等を適切に行う必要があります。当該法人の業務管理責任者は当該報告等に対して、助言や指導を行うことが業務です。このように、法人や事業所では業務管理体制におけるそれぞれの責任を果たす必要があります。こうした取組が十分でなく、養介護施設従事者等の一人一人の努力にのみ任せていると、職員のストレスが溜まりやすくなり、不適切なケアにつながるなど、高齢者虐待を引き起こす要因となる可能性があります。

養介護施設等においては、事業所におけるストレスを軽減するとともに、介護の質を向上させる仕組みづくりに事業所全体が一丸となって、取り組むことが求められます。

2 高齢者虐待防止法による虐待の定義

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、「法」という。）では、「高齢者」とは65歳以上の者と定義されています（法第2条第1項）。

また、高齢者虐待を「養護者による高齢者虐待」及び「養介護施設従事者等による高齢者虐待」に分けて次のように定義しています。

(1) 養護者による高齢者虐待

養護者とは、「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外の者」とされており、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等が該当すると考えられます。

養護者による高齢者虐待とは、養護者が養護する高齢者に対して行う次の行為とされています。

身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
介護・世話の放棄・放任	高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること。
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
経済的虐待	高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

法では、高齢者虐待を上記のように定義していますが、これらは、広い意味での高齢者虐待を「高齢者が他者からの不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれるような状態に置かれること」と捉えたうえで、法の対象を規定したものであることができます。

4 - (1) 高齢者虐待防止について

(2) 養介護施設従事者等による高齢者虐待

老人福祉法及び介護保険法に規定する「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する職員が行う次の行為です。

身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
介護・世話の放棄・放任	高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
経済的虐待	高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

「養介護施設」又は「養介護事業」に該当する施設・事業は以下のとおりです。

法に定める「養介護施設従事者等」の範囲（法第2条）

区 分	老人福祉法による規定	介護保険法による規定
養介護施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 老人福祉施設 ・ 有料老人ホーム 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護老人福祉施設 ・ 介護老人保健施設 ・ 介護医療院 ・ 地域密着型介護老人福祉施設 ・ 地域包括支援センター
養介護事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 老人居宅生活支援事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅サービス事業 ・ 地域密着型サービス事業 ・ 居宅介護支援事業 ・ 介護予防サービス事業 ・ 地域密着型介護予防サービス事業 ・ 介護予防支援事業
養介護施設従事者等	「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者	

3 養介護施設の設置者、養介護事業者の責務

(1) 体制整備

令和6年度から、全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることが義務づけられています。（これらの措置が講じられていない場合は基本報酬が減算されます。）

(2) 未然防止

法第20条では、「養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の

4 - (1) 高齢者虐待防止について

養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。」とされています。養介護施設等において、研修、苦情処理及び内部監査を含めた業務管理体制全般について適切に運用されているかどうか、養介護施設等の管理者はもちろんのこと、養介護施設等を運営する法人においても適切に把握することが求められます。

(3) 早期発見

法第5条第1項では、「養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。」と規定されています。

また、法第21条第1項では、「養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業(略)において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。」と、養介護施設従事者等の市町村への通報義務が定められています。

さらに、同条第7項では、「養介護施設従事者等は、第1項から第3項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。」と定められています。

高齢者虐待への対応は、虐待を直ちに発見し、高齢者の安全を確保するため、できるだけ早い段階から、高齢者虐待の対応の窓口へ情報が提供される必要があります。

(4) 連携協力

地域包括支援センターにおいては、高齢者虐待防止を含めた権利擁護業務が主要な業務の一つに位置づけられており、市町村と地域包括支援センターは連携協力して、虐待事案に対応することが求められています。

4 相談・通報窓口

養護者による高齢者虐待 (家族による虐待)	倉敷市保健福祉局社会福祉部福祉援護課 TEL : 086-426-3321 FAX : 086-422-3389 Mail : wlfsc@city.kurashiki.okayama.jp
養介護施設従事者等による高齢者虐待 (施設・事業所職員による虐待)	倉敷市保健福祉局指導監査課 TEL : 086-426-3297 FAX : 086-426-3921 Mail : audiwlf@city.kurashiki.okayama.jp

通報は匿名でも可能ですが、虐待の発生日時、事業所(施設)名、被害者名、被害状況、加害者名等を可能な限り具体的に教えていただきますよう、ご協力をお願いいたします。

なお、高齢者虐待に関する通報は、刑法の秘密漏示罪等に該当しません。

5 介護報酬上の措置

令和6年度より厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数が所定単位数から減算されます。

(居宅療養管理指導、特定福祉用具販売を除く全サービス 福祉用具貸与については、令和9

4 - (1) 高齢者虐待防止について

年3月31日までは適用はしない)

具体的には

- ①虐待防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催（以下、「虐待防止委員会」）及び従業者への周知
- ②指針の整備
- ③研修の定期的な開催
- ④担当者の設置

が実施できていない場合に減算となります。必ず①～④について実施してください。

また、施設系、居住系、短期入所及び多機能系のサービスはこの減算に加え、身体拘束廃止未実施減算がありますが、この要件としても

- ①身体的拘束等の適正化のための委員会の定期的な開催（以下、「身体拘束適正化委員会」）及び従業者への周知
- ②指針の整備
- ③研修の定期的な開催
- ④身体的拘束を行った場合、記録をとること

が実施できていない場合に減算となります。（身体拘束廃止未実施減算は施設系、居住系、短期入所及び多機能系のみ）

虐待防止委員会及び身体拘束適正化委員会を一体的に設置・運営することは可能ですが、虐待防止に係る内容と、身体的拘束に係る内容の委員会記録は実施漏れを防ぐ観点から、必ず分けて記録してください。運営指導で確認する際、どちらか一方しか行っていない場合が散見されます。（研修も同様。）

虐待防止及び身体的拘束適正化にはそれぞれ減算措置があるため、厳重に運用をしてください。

4-(2) 令和5年度における養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況について

2 養介護施設等
県内の養介護施設従事者等による高齢者虐待の事実確認件数 28件

《上記の詳細》

被虐待者の状況	性別	① 男性(1人) 女性(2人)	② 不明	③ 女性(1人)
	年齢階級	80~84歳(1人) 90~94歳(2人)	不明	85~89歳
	要介護状態	要介護3	不明	要介護4
	虐待の類型	身体的虐待 心理的虐待	身体的虐待	身体的虐待
施設等の種別	特別養護老人ホーム	地域密着型 特別養護老人ホーム	介護職員(1人)	認知症対応型共同生活 介護
虐待を行った従事者等の職種	介護職員(1人)	介護職員(1人)	介護職員(1人)	介護職員(1人)
虐待に対して採った措置	職員に対する再発防止のための指導及び研修計画に従い研修を実施すること等を指導	虐待防止検討委員会で改善計画を作成し報告すること等を指導	虐待防止研修計画に従い研修を行うこと及び研修の実施記録を提出すること等を指導	

被虐待者の状況	性別	④ 女性(1人)	⑤ 男性(1人)	⑥ 女性(1人)
	年齢階級	90~94歳	85~89歳	90~94歳
	要介護状態	要介護3	要介護1	要介護5
	虐待の類型	心理的虐待	心理的虐待	身体的虐待
施設等の種別	地域密着型 特別養護老人ホーム	認知症対応型共同生活 介護	認知症対応型共同生活 介護	認知症対応型共同生活 介護
虐待を行った従事者等の職種	介護職員(1人)	介護職員(1人)	介護職員(1人)	介護職員(1人)
虐待に対して採った措置	入居者・職員に対する虐待事象の有無の確認及び法人として再発防止に努めること等を指導	入居者・職員に対する虐待事象の有無の確認及び法人として再発防止に努めること等を指導	全従業員に対し、虐待再発防止の対策を講じ、報告すること等を指導	

被虐待者の状況	性別	⑦ 男性(2人) 女性(14人)	⑧ 女性(1人)	⑨ 女性(1人)
	年齢階級	75~79歳(6人) 80~84歳(4人) 85~89歳(2人) 90~94歳(1人) 95~99歳(3人)	85~89歳	80~84歳
	要介護状態	要介護1(3人) 要介護2(1人) 要介護3(5人) 要介護4(5人) 要介護5(2人)	要介護4	要介護4
	虐待の類型	身体的虐待 心理的虐待	身体的虐待	身体的虐待
施設等の種別	認知症対応型共同生活 介護	介護老人保健施設	介護職員(1人)	認知症対応型共同生活 介護
虐待を行った従事者等の職種	経営者・開設者(1人) 介護職員(4人)	介護職員(1人)	介護職員(1人)	介護職員(1人)
虐待に対して採った措置	指定の一部の効力(新規利用者の受入れ)の停止6ヶ月の行政処分	虐待防止委員会の結果を周知すること及び職員の実施すること等を指導	虐待防止委員会で本案件を協議し、職員に周知すること及び研修開催の計画策定等を指導	

被虐待者の状況	性別	⑩ 男性(1人) 女性(2人)	⑪ 女性(1人)	⑫ 男性(1人)
	年齢階級	80~84歳(2人) 90~94歳(1人)	75~79歳	80~84歳
	要介護状態	要介護3(2人) 要介護4(1人)	要介護4	要介護3
	虐待の類型	心理的虐待	介護等放棄	身体的虐待
施設等の種別	特別養護老人ホーム	地域密着型 特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム
虐待を行った従事者等の職種	介護職員(1人)	介護職員(1人)	介護職員(1人)	看護職員(1人)
虐待に対して採った措置	虐待防止委員会で協議し、その結果を職員に周知徹底すること等を指導	再発防止策を講じること等を指導	再発防止策を講じること等を指導	身体的拘束等適正化委員会と協議し、職員に周知徹底すること及び研修の開催等を指導

4-(2) 令和5年度における養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況について

被虐待者の状況	性別	⑱ 女性 (1人)	⑳ 女性 (5人)	㉑ 女性 (1人)
	年齢階級	80～84歳	85～89歳 (1人) 90～94歳 (3人) 95～99歳 (1人)	95～99歳
	要介護状態	要介護1	要介護1 (1人) 要介護2 (3人) 要介護3 (1人)	要介護4
虐待の種類	心理的虐待	心理的虐待	心理的虐待 介護等放棄	介護等放棄
施設等の種別	認知症対応型共同生活介護	介護老人保健施設	地域密着型特別養護老人ホーム	短期入所生活介護
虐待を行った従事者等の職種	介護職員 (3人)	介護職員 (1人)	地域密着型特別養護老人ホーム	短期入所生活介護
虐待に対した措置	研修を全職員に定期的に行うこと及び風通しの良い職場作り等の指導	高齢者虐待防止研修の定期的な実施等を指導	入所者の意思、人権を尊重したサービスを提供するよう努めること等を勧告	利用者の意思、人権を尊重したサービスを提供するよう努めること等を勧告

被虐待者の状況	性別	㉒ 男性 (1人) 女性 (6人)	㉓ 女性 (1人)	㉔ 女性 (1人)
	年齢階級	75～79歳 (1人) 80～84歳 (2人) 85～89歳 (2人) 90～94歳 (1人) 95～99歳 (1人)	90～94歳	85～89歳
	要介護状態	要介護1 (1人) 要介護2 (2人) 要介護3 (1人) 要介護4 (1人) 要介護5 (2人)	要介護4	要介護5
虐待の種類	身体的虐待 心理的虐待	身体的虐待 心理的虐待	身体的虐待	身体的虐待
施設等の種別	認知症対応型共同生活介護	認知症対応型共同生活介護	短期入所生活介護	特別養護老人ホーム
虐待を行った従事者等の職種	経営者・開設者 (1人) 介護職員 (1人)	経営者・開設者 (1人) 介護職員 (1人)	介護職員 (1人)	介護職員 (1人)
虐待に対した措置	指定の一部の効力(新規利用者の受入れ)の停止 3ヶ月の行政処分	指定の一部の効力(新規利用者の受入れ)の停止 6ヶ月の行政処分	虐待が発生した原因の究明と検討、対応マニュアルの整備・見直し等を指導	虐待が発生した原因の究明と検討、対応マニュアルの整備・見直し等を指導

被虐待者の状況	性別	⑲ 女性 (1人)	⑳ 女性 (1人)	㉑ 男性 (1人)
	年齢階級	80～84歳	75～79歳	90～94歳
	要介護状態	要介護1	要介護1	要介護5
虐待の種類	心理的虐待	心理的虐待	心理的虐待	心理的虐待
施設等の種別	認知症対応型共同生活介護	介護老人保健施設	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム
虐待を行った従事者等の職種	介護職員 (3人)	介護職員 (1人)	介護職員 (1人)	介護職員 (1人)
虐待に対した措置	研修を全職員に定期的に行うこと及び風通しの良い職場作り等の指導	高齢者虐待防止研修の定期的な実施等を指導	高齢者虐待防止研修の定期的な実施等を指導	高齢者虐待防止研修の定期的な実施等を指導

被虐待者の状況	性別	㉒ 女性 (1人)	㉓ 男性 (4人) 女性 (4人)	㉔ 女性 (2人)
	年齢階級	90～94歳	75～79歳 (1人) 80～84歳 (1人) 85～89歳 (1人) 90～94歳 (4人) 95～99歳 (1人)	90～94歳 (1人) 95～99歳 (1人)
	要介護状態	要介護2	要介護3 (2人) 要介護4 (5人) 要介護5 (1人)	要介護5
虐待の種類	身体的虐待	身体的虐待 心理的虐待 介護等放棄	身体的虐待 心理的虐待 介護等放棄	身体的虐待 介護等放棄
施設等の種別	地域密着型通所介護	地域密着型特別養護老人ホーム	地域密着型特別養護老人ホーム	短期入所生活介護
虐待を行った従事者等の職種	管理者 (1人)	介護職員 (4人)	介護職員 (4人)	介護職員 (1人)
虐待に対した措置	指定の一部の効力(新規利用者の受入れ)の停止 3ヶ月の行政処分	指定の一部の効力(新規利用者の受入れ)の停止 6ヶ月の行政処分	指定の一部の効力(新規利用者の受入れ)の停止 6ヶ月の行政処分	利用者の意思、人権を尊重したサービスを提供するよう努めること等を勧告

4-(2) 令和5年度における養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況について

(参考) 令和5年度 高齢者虐待の通報・届出とその確認の状況 (単位:件)

通報・届出件数	養介護施設従事者等による虐待	養護者による虐待	計	備考
うち高齢者虐待	57	594	651	
身体的虐待	28	271	299	
性的虐待	19	177	196	
身体的虐待	0	0	0	
心理的虐待	13	109	122	
内 介 護 等 放 棄	6	61	67	
経 済 的 虐 待	0	52	52	

※区分別内訳には重複がある。

3 社会的養護関係施設等

県所管の社会的養護関係施設等の従事者等による被措置児童等虐待の事実確認件数

《上記の詳細》

被虐待者の状況	性別	① 女性(1人)	② 男性(4人)
年齢階級		10~14歳	0~4歳(2人) 5~9歳(1人) 15~19歳(1人)
虐待の類型		身体的虐待 心理的虐待	身体的虐待 心理的虐待
施設等の種別		社会的養護関係施設	社会的養護関係施設
虐待を行った従事者等の職種		保育士(1人) 児童指導員(1人)	保育士(1人)
虐待に対して採った措置		虐待防止に必要な体制整備、職員研修の実施等を勧告	虐待防止に必要な体制整備、職員研修の実施等を勧告

性別	②⑤ 女性(1人)	②⑥ 女性(8人)	②⑦ 男性(1人)
年齢階級	95~99歳	65~69歳(1人) 80~84歳(2人) 85~89歳(1人) 90~94歳(2人) 95~99歳(2人)	90~94歳
要介護状態	要介護4	要介護4(4人) 要介護5(4人)	要介護3
虐待の類型	身体的虐待 心理的虐待	身体的虐待 心理的虐待	身体的虐待
施設等の種別	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム	介護老人保健施設
虐待を行った従事者等の職種	介護職員(1人)	介護職員(24人)	介護職員(1人)
虐待に対して採った措置	外部評価の実施及び虐待防止のための職員研修の実施等を勧告	身体拘束に対する考え方、行う場合の対応等の検討及び業務マニュアルの見直し等を指導	入所者の意思、人格を尊重したたサービスを行うこと等を勧告

性別	②⑧ 男性(2人) 女性(2人)
年齢階級	85~89歳(1人) 90~94歳(1人) 100歳以上(2人)
要介護状態	要介護2(2人) 要介護3(2人)
虐待の類型	身体的虐待 介護等放棄
施設等の種別	有料老人ホーム
虐待を行った従事者等の職種	看護職員(1人)
虐待に対して採った措置	高齢者の意思、人格尊重及び高齢者虐待防止研修の定期的な実施等を指導

4－（3） 身体的拘束等の適正化について

1 本人の尊厳を保持した生活を支えるケアを目指して

すべての高齢者が尊厳を保持した生活を継続していくためには、本人にかかわるすべての方が「尊厳の保持」を理解し、たとえ本人が認知症等により介護が必要となり、自分の意思を周囲の人々に十分に表明できない状態、または周囲の人々から確認できない状態であったとしても、本人の自立したその人らしい生活を支えるケアを確立することが重要です。

令和6年度の介護報酬改定では**全サービスが身体的拘束等の廃止に取り組むことと**されました。すべてのサービスで原則、身体的拘束等を行うことは許されません。

身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置を講じてください。

(1)については、原則全サービス。(2)～(4)については施設系サービス、居住系サービス、**短期入所系サービス及び多機能系サービス**。(介護予防サービスは除く)

(1) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(※)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(3) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(4) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。

(2)～(4)は、**実際に身体的拘束を行っていない場合であっても実施する必要がある。**

※地域密着型介護老人福祉施設、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、(看護)小規模多機能型居宅介護における委員会については、運営推進会議を活用することができる。

なお、(1)～(4)が未実施の場合、これまで、施設系サービス、居住系サービスについては身体拘束廃止未実施減算(基本報酬の10%)が実施されてきましたが、**令和7年度から短期入所系サービス、多機能系サービスに拡大されます。(基本報酬の1%)**

2 身体拘束がもたらす多くの弊害(「身体拘束ゼロへの手引き」より)

(1) 身体的弊害 身体拘束はまず次のような身体的弊害をもたらす。

ア 本人の関節の拘縮、筋力の低下といった身体機能の低下や圧迫部位の褥瘡の発生などの外的弊害をもたらす。

イ 食欲の低下、心肺機能や感染症への抵抗力の低下などの内的弊害をもたらす。

ウ 車いすに拘束しているケースでは無理な立ち上がりによる転倒事故、ベッド柵のケースでは乗り越えによる転落事故、さらには拘束具による窒息等の大事故を発生させる危険性すらある。

このように本来のケアにおいて追及されるべき「高齢者の機能回復」という目標とまさに正反対の結果を招くおそれがある。

(2) 精神的弊害 身体拘束は精神的にも大きな弊害をもたらす。

ア 本人に不安や怒り、屈辱、あきらめといった多大な精神的苦痛を与えるばかりか人間としての尊厳をも侵す。

イ 身体拘束によって、さらに認知症状が進行し、せん妄の頻発をもたらすおそれもある。

4 - (3) 身体的拘束等の適正化について

ウ また、家族にも大きな精神的苦痛を与える。自らの親や配偶者が拘束されている姿を見たとき、混乱し、後悔し、そして罪悪感にさいなまれる家族は多い。

エ さらに、看護・介護するスタッフも、自らが行うケアに対して誇りをもてなくなり、安易な拘束が士気の低下を招く。

(3) 社会的弊害 こうした身体拘束の弊害は、社会的にも大きな問題を含んでいる。

身体拘束は、看護・介護スタッフ自身の士気の低下を招くばかりか、介護保険施設等に対する社会的な不信、偏見を引き起こすおそれがある。また、身体拘束による高齢者の心身機能の低下は、その人のQOLを低下させるだけでなく、さらなる医療的処置を生じさせ、経済的にも少なからぬ影響をもたらす。

(4) 拘束が拘束を生む「悪循環」

身体拘束による「悪循環」を認識する必要がある。認知症があり体力も弱っている高齢者を拘束すれば、ますます体力は衰え、認知症が進む。その結果、せん妄や転倒などの二次的・三次的な障害が生じ、その対応のためにさらに拘束を必要とする状況が生み出されるのである。

最初は「一時的」として始めた身体拘束が、時間の経過とともに、「常時」の拘束となってしまう、そして、場合によっては身体機能の低下とともに高齢者の死期を早める結果にもつながりかねない。

身体拘束の廃止は、この「悪循環」を高齢者の自立促進を図る「よい循環」に変えることを意味しているのである。

3 身体拘束禁止の対象となる具体的行為

(1) ひも等を使用して身体の動きを制限する。

ア 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひもで縛る。

イ 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。

ウ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。

エ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。

(2) ベルト等を使用して身体の動きを制限する。

車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。

(3) ベッド柵を使用して行動を制限する。

自分で降りられないように、ベッドを柵で囲む。

(4) ミトン型の手袋等をつけて手指の動きを制限する。

点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の動きを制限するミトン型の手袋等をつける。

(5) いすなどを使用して行動を制限する。

立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。

(6) つなぎ服を使用して、動きを制限する。

脱衣やおむつはずしを制限するためにつなぎ服を着せる。

(7) 過剰に薬を使用して行動を制限する。

行動を落ち着かせるために向精神薬を過剰に服用させる。

(8) 鍵をかけた部屋に隔離する。

4 - (3) 身体的拘束等の適正化について

自分で開けることのできない居室等に隔離する。

4 身体拘束が「やむを得ない」と認められるための3要件

切迫性	本人又は他の利用者の生命又は身体が危険にさらされる危険性が著しく高いこと。
非代替性	身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
一時性	身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

全て満たしてはじめて「やむを得ない」ということができます。

以上の3要件の確認は極めて慎重に実施する必要がある、これを満たすことなく身体拘束に当たる行動制限等を行った場合、基準違反であり、虐待に当たるおそれもあります。

以下のQ & Aも参照してください。

高齢者虐待防止措置未実施減算、身体拘束廃止未実施減算の取扱いに係る Q&A（令和7年1月20日 介護保険最新情報 Vol.1345 問3

(問)

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合の検討には、三つの要件(切迫性、非代替性、一時性)全てを満たすことの記録が確認できなければ減算の適用となるのか。

(答)

減算の適用となる。

また、三つの要件については、以下を参考にされたい。

- ・「切迫性」とは、利用者本人又は他の利用者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ・「非代替性」とは、身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
- ・「一時性」とは、身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

なお、訪問系サービス及び通所系サービス等について、減算の適用はないが、当該要件を満たした記録の確認ができない場合は、指導の対象になることに留意されたい。

5 身体拘束廃止に向けてまずなすべきこと—五つの方針—（「身体拘束ゼロへの手引き」より）

(1) トップが決意し、施設や病院が一丸となって取り組む

組織のトップである施設長や病院長、そして看護・介護部長等の責任者が「身体拘束廃止」を決意し、現場をバックアップする方針を徹底することが重要です。そのためには施設長をトップとした「身体拘束廃止委員会」を設置し、施設・病院全体で身体拘束廃止に向けて現場をバックアップしてください。

(2) みんなで議論し、共通の意識をもつ

身体拘束の問題は、個人それぞれの意識の問題でもあります。そのため、身体拘束の弊害をしっかりと認識し、どうすれば身体拘束を廃止できるかを、トップも含めてスタッフ間で十分に議論し、みんなで問題意識を共有していく努力が求められます。

(3) まず、身体拘束を必要としない状態の実現を目指す

個々の高齢者についても一度心身の状態を正確にアセスメントし、身体拘束を必要としない状態を作り出す方向を追求していくことが重要です。

問題行動がある場合も、そこには何らかの原因があるのであり、その原因を探り、取り除

4 - (3) 身体的拘束等の適正化について

くことが大切です。

(4) 事故の起きない環境を整備し、柔軟な応援態勢を確保する

身体拘束の廃止を側面から支援する観点から、転倒等の事故防止対策を併せて講じる必要があります。

そのためには、転倒や転落などの事故が起きにくい環境づくり（手すりをつける、足元に物を置かない、ベッドの高さを低くするなど）と、スタッフ全員で助け合える態勢づくり（対応が困難な場合について、柔軟性のある態勢の確保）が重要となります。

(5) 常に代替的な方法を考え、身体拘束するケースは極めて限定的に

身体拘束せざるを得ない場合についても、本当に代替する方法はないのか真剣に検討することが求められます。

「仕方がない」「どうしようもない」とみなされて拘束されている人はいないか、拘束されている人については「なぜ拘束されているのか」を考え、まず、いかに拘束を解除するかを検討することから始める必要があります。

基準省令において「生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合」は身体拘束が認められていますが、この例外規定は極めて限定的に考え、全ての場合について身体拘束を廃止していく姿勢を堅持することが重要です。

6 その他

高齢者の尊厳を損なう不当な身体拘束は、施設だけでなく、当該高齢者の生活する在宅においても確認されている現状を踏まえ、在宅における介護事業所と家族等も対象とした、「**身体拘束廃止・防止の手引き**」が令和6年に発出されています。従来の「**身体拘束ゼロへの手引き**」と併せてご活用ください。

7 介護従事者研修用資料・映像

高齢者虐待防止に資する研修・検証資料等

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22750.html

介護現場のための高齢者虐待防止教育システム 【共通教材】

https://www.dcnnet.gr.jp/support/research/center/detail_61_center_3.php

介護現場のための高齢者虐待防止教育システム 【学習者用教材】

https://www.dcnnet.gr.jp/support/research/center/detail_60_center_3.php

高齢者虐待防止 介護従事者研修用映像「よりよい介護を目指して」（神戸市役所）

※映像の著作権は神戸市にありますので、ご承知おきください。

<https://www.youtube.com/watch?v=R-JykrXdkaw>

ケア従事者のための身体拘束ゼロハンドブック ～拘束のないケアを実現するために～

<https://www.pref.okayama.jp/page/571339.html>

成年後見制度パンフレット（裁判所）

<https://www.courts.go.jp/saiban/tetuzuki/pamphlet/index.html>

成年後見制度～成年後見登記制度～（法務省）

<https://www.moj.go.jp/MINJI/minji17.html>

4 - (3) 身体的拘束等の適正化について

身元保証等高齢者サポートサービスの利用に関する留意事項について（消費者庁）

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/caution_018/

認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212395.html>

身体拘束廃止・防止の手引き

<https://www.google.com/url?sa=t&source=web&rct=j&opi=89978449&url=https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001248430.pdf&ved=2ahUKEwjpp6SJ-rCLAxVxr1YBHV3CANKQFnoEC-AgQAQ&usg=A0vVaw0kNOXCXnLKUk3RaVogi jL6>